

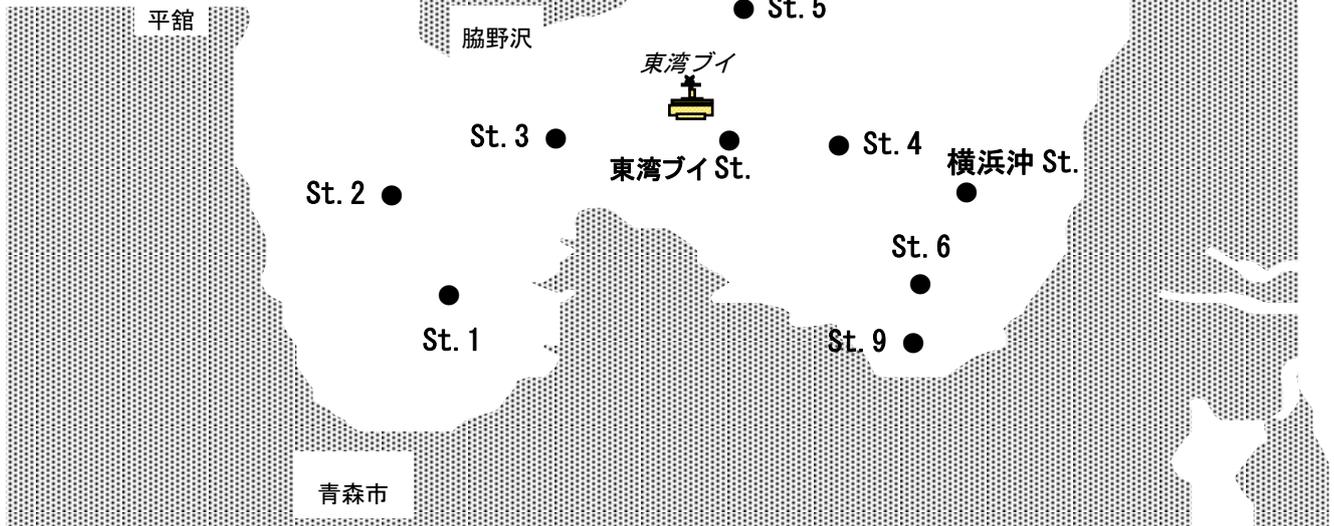


陸奥湾溶存酸素情報

平成 24 年度第 2 号

発行日 平成 24 年 9 月 6 日

- 底層の観測水深
 St. 1 45m (海底直上)
 St. 2 53m (〃)
 St. 3 52m (〃)
 St. 4 48m (〃)
 St. 5 40m (〃)
 St. 6 40m (〃)
 St. 9 33m (〃)
 東湾ブイ St. 48m (〃)
 横浜沖 St. 40m (〃)



9 月 3~4 日の観測結果

溶存酸素測定結果表 (溶存酸素: %, (mg/L))

	St. 1	St. 2	St. 3	St. 4	St. 5	St. 6	St. 9	東湾ブイ St.	横浜沖 St.
30m 層	113.1 (8.04)	111.6 (7.93)	108.5 (7.84)	108.9 (8.25)	107.0 (7.92)	107.3 (7.97)	109.2 (7.96)	104.0 (7.77)	103.1 (7.66)
底 層	106.0 (8.31)	85.2 (6.91)	79.7 (6.35)	16.3 (1.33)	54.7 (4.38)	76.1 (5.84)	92.4 (6.85)	32.5 (2.67)	26.8 (2.08)

(底層は全地点ともに海底直上の値)

9 月 3~4 日に今年度 2 回目の陸奥湾内の溶存酸素量調査を行いました。

図で示した 9 地点で調査を行ったところ、St. 4 の底層で 1.33mg/L、東湾ブイ St. の底層で 2.67mg/L、横浜沖 St. の底層で 2.08mg/L と東湾中央部を中心に 4.3mg/L を下回る結果となり、低酸素水塊の存在が確認されました。特に横浜沖 St. では、底層直上 3m で 3mg/L 以下となっていました。

なお、今回は AAQ (多項目水質計) による調査と併せてウインクラ法による分析を行ったところ、同様の結果が得られています。

今後も調査を継続して、低酸素水塊の動きに注視し情報を提供していくこととしています。

* 水産用水基準 (抜粋: 社団法人 日本水産資源保護協会)

内湾漁場の夏季底層において最低限維持しなくてはならない溶存酸素は 4.3mg/L (3mL/L) であること。

